特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

度会町は、固定資産税賦課業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

度会町長

公表日

令和7年10月17日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	地方税法及び度会町税条例に基づき、毎年1月1日現在において町内に土地・家屋・償却資産を有する義務者に対し固定資産税の賦課業務を行う。
③システムの名称	1固定資産税システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー ※1については、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用している。
2. 特定個人情報ファイル	名
固定資産税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第24の項
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 (情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 48の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	税務住民課
②所属長の役職名	税務住民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	度会町総務課 〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215番地1 0596-62-1111
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	度会町税務住民課 〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215番地1 0596-62-2414
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	令和7年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書 施機関については] 、それぞれ重点	項目評価書又は会	<選択肢> 1)基礎項目評価 2)基礎項目評価 3)基礎項目評価 3)基礎項目評価	書及び 書及び	全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われる!J スクへの対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ² 2) 十分である 3) 課題が残され ³			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[+分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ² 2) 十分である 3) 課題が残され ²			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分	である	J	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				Г]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[+分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ² 2) 十分である 3) 課題が残され ²			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供	共ネットワークシ	ステムを通じた提	供を除く。)	I .]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[+分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ²) 十分である 3) 課題が残され ⁻			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接	続しない(入手)	[]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[+分	である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ ² 2) 十分である 3) 課題が残され ³			

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない							
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠			ンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人から 行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを				

9. 監査								
実施の有無	[O]自己点検 [O]] 内部監査 [] 外部監査						
10. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない						
11. 最も優先度が高いと考	きえられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する						
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発							
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
判断の根拠	認証による2要素認証によって限定して	ステムへのアクセスが可能な職員は、ID・パスワード及び指紋 ており、名簿によって権限の適切な管理を行っている。これらの 、者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用さ 考えられる。						

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月23日	ノ ノー Lフ ル主 土口 ン 士 トff	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二	事後	
令和1年6月30日	ムによる情報建携 I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署		②所属長の役職名	事後	評価書の様式変更。
令和1年6月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二		追加。
令和1年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成31年 6月28日 時点	事後	評価書の様式変更に伴い、 計数時点を最新のものに変
令和1年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成31年 6月28日 時点	事後	評価書の様式変更に伴い、 計数時点を最新のものに変
令和1年6月30日	Ⅳリスク対策		Ⅳリスク対策	事後	評価書の様式変更。
令和2年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ①部署	税務課	税務住民課	事後	
令和2年4月1日	にぬける担当部者(2) 川禹長	税務課長	税務住民課長	事後	
令和2年4月1日	ファイルの取扱いに関する問	度会町税務課 〒516-2195 三重県度会 郡度会町棚橋1215番地1 0596-62-24		事後	
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1対 象人数 いつ時点の計数か	2019/6/30	2020/4/1	事後	担当部署名変更に伴い、計 数時点を最新のものに変更。
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.対 象人数 いつ時点の計数か	2019/6/30	2020/4/1	事後	担当部署名変更に伴い、計 数時点を最新のものに変更。
令和7年10月17日	I -1 特定個人情報ファイ ルを取り扱う事務 ③システ	1固定資産税システム 2.団体内統合宛名システム	1固定資産税システム 2.団体内統合宛名システム	事前	ガバメントクラウド上へ標準準 拠システムを構築・移行する
令和7年10月17日	I-3 個人番号の利用 法令 上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項別表第24の項	事後	法令等の改正による
令和7年10月17日			番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条 の表	事後	法令等の改正による
令和7年10月17日	Ⅱ-1 しきい値判断項目 対 象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年10月17日	Ⅱ-2 しきい値判断項目 取 扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
△和7年10日17日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業		新設	事後	様式変更による追加
令和7年10月17日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いとされる		新設	事後	様式変更による追加